

令和元年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要
(「募集要項」に係る審査)

- 1 開催日時 令和元年7月2日(金) 15:00~15:40
- 2 開催場所 青森市役所本庁舎 1階 会議室(旧青森銀行青森市役所支店)
- 3 対象施設 青森市小牧野遺跡保護センター
青森市小牧野遺跡観察施設
- 4 出席者
 - (1) 選定評価委員

委員長	横内 修(企画部理事次長事務取扱)
副委員長	山谷 直大(総務部理事次長事務取扱)
委員	森 宏之(青森大学教授)
委員	古川 司(東北税理士会青森支部税理士)
委員	荒内 隆浩(経済部次長)
委員	高村 功輝(都市整備部次長)
委員	小笠原 聡(浪岡事務所次長)
 - (2) 施設所管課(文化財課)

課長	葛西 俊一
主幹	児玉 大成
主査	工藤 洋樹
 - (3) 制度所管課(財政課)

副参事	鈴木 健司
主幹	熊谷 圭介
主事	磯野 竜太郎
- 5 案件 「募集要項」に係る審査
- 6 審査結果
募集要項(案)への指摘事項を修正後、応募に当たること、全委員異議なく、全会一致で了承された。

7 主な質疑応答

委員：選定基準の本店の所在地について、「共同体の場合は構成員に市内に本店を有する者が含まれているか」が配点5点となっているが、この表現だと構成員が1者でも5点がつくのか。

委員長：例えば、3者で共同体を組んで、3者が市内にあれば満点で5点、1者ならその3分の1というように、構成割合で点数がつけられるので、表現を修正したいと思う。

委員長：選定基準の職員等の配置計画について、「遺跡の保存・活用に関する知識や経験を有する者が常時1名以上配置されているか」の配点が10点となっているが、知識や経験を有する者が複数名配置されていれば加点されるのか。

施設所管課：そのように考えている。

委員長：選定基準の効率性の配点について、指定管理者制度導入基本方針では、全体の配点の20%程度としているが、今回は職員等の配置計画の配点を標準例の5点から10点に変更したことにより、合計が標準例の155点から160点となっている。このため、効率性の配点が30点のままだと、160分の30点の18.75%となることから、35点にした方が165分の35点の21.2%で、20%に近くなる。

施設所管課：より20%に近づくので、35点ということにしたい。

委員：指定期間中に世界遺産登録の関係で仕様書の見直しもあると思うので、仕様書の変更もあり得るといった表現があってもいいと思う。

施設所管課：世界遺産登録に限らず、何かあればその都度協議することになるので、その部分については強調していない。